

## 長崎県原爆被爆者等健康診断実施要領

### 1 目的

被爆者等の高齢化に伴い健康に対する不安が増大している状況等に鑑み、健康診断を行うことにより、不安の解消と健康管理の充実を図ることを目的とする。

### 2 対象者

長崎県知事が交付した被爆者健康手帳、第一種健康診断受診者証又は第二種健康診断受診者証を所持する者。

### 3 健康診断の実施機関

長崎県と委託契約を締結した医療機関とする。

### 4 実施の場所

長崎県が指定する場所又は委託した医療機関とする。

### 5 被爆者健康手帳及び第一種健康診断受診者証所持者に対して行う健康診断

(1) 毎年2回、期日及び場所を定めて定期的に行われるものと、希望によって、年2回を限度として受けられるものがあり、そのうち1回はがん検診を受診できる。

(2) (1) の健康診断は、一般検査及び精密検査によって行い、精密検査は、一般検査の結果さらに精密な検査を必要とする者について実施する。

(3) 一般検査は次に掲げる検査を行う。ただし、キ・クの検査については、医師が必要と認める場合に限り行う。

ア 視診、問診、聴診、打診及び触診による検査

イ CRP検査

ウ 血球数計算

エ 血色素検査

オ 尿検査

カ 血圧測定

キ ヘモグロビンA1c検査

ク AST検査法、ALT検査法、 $\gamma$ -GTP検査法による肝臓機能検査

(4) 精密検査は一般検査・がん検診の結果に基づいて、さらに精密な検査を必要とする者について、次に掲げる検査のうち必要と認められるものを行う。

ア 骨髄造血像検査等の血液の検査

イ 肝臓機能検査等の内臓の検査

ウ 関節機能検査等の運動器の検査

エ 眼底検査等の視器の検査

オ 胸部エックス線撮影検査等のエックス線検査

カ その他必要な検査

(5) がん検診は別紙「長崎県原爆被爆者等がん検診実施要領」により行う。

### 6 第二種健康診断受診者証所持者に対して行う健康診断

(1) 希望により、年1回を限度として受診できる。

(2) (1) の健康診断は、一般検査によってのみ行う。

(3) 一般検査の項目は5の(3)と同様。

(4) 精密検査及びがん検診は実施しない。

## 7 健康診断の実施方法

長崎県知事が交付した被爆者健康手帳、第一種健康診断受診者証又は第二種健康診断受診者証、及び「被爆者等健康診断のお知らせ」（定期健康診断の場合）を確認のうえ、健康診断を行うものとする。

「希望による健康診断」の場合は、希望する者に受診申請書に記入させるものとする。

## 8 指導等

(1) 医療機関は、健康診断を実施した場合は、被爆者健康手帳、第一種健康診断受診者証、又は第二種健康診断受診者証にその検査結果を記入するものとする。

(2) 健康診断の結果必要があると認めるときは、健康診断を受けた者に対し、必要な指導を行うものとする。

附 則 この要領は、昭和63年10月1日から適用する。

附 則 この要領は、平成4年4月1日から適用する。

附 則 この要領は、平成7年7月1日から適用する。

附 則 この要領は、平成14年4月1日から適用する。

附 則 この要領は、平成18年4月1日から適用する。

附 則 この要領は、平成20年4月1日から適用する。

附 則 この要領は、平成28年4月1日から適用する。

令和6年度定期健康診断実施日程

対象地区	実施機関	所在地	R6定期健康診断実施日程	
			上半期	下半期
松浦市	福島診療所	松浦市福島町塩浜免2944-21	R6.6/3(月) ~ R6.8/30(金)	R6.11/1(金) ~ R7.1/31(金)
	鷹島診療所	松浦市鷹島町神崎免352-1		
	松浦中央病院	松浦市志佐町浦免856-1		
	菊地病院	松浦市志佐町浦免1765-4		
	能塚医院	松浦市志佐町高野免120-1		
	白壁外科医院	松浦市今福町浦免423		
	木村内科循環器科	松浦市調川町下免91		
	押淵医院	松浦市御厨町里免37-1		
	田中病院	松浦市御厨町里免871		
	関医院	佐賀県唐津市船宮町2302-33		
	山元記念病院	佐賀県伊万里市二里町八谷搦88-4		
	伊万里有田共立病院	佐賀県西松浦郡有田町二ノ瀬甲860		